

やまがた工芸の会規約

(名 称)

第1条 本会は、「やまがた工芸の会」と称する。

(目 的)

第2条 本会は山形県内で創作活動を行う工芸家たちが、工芸作品の創作活動を通して山形県の文化の創造発展に寄与するために活動することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 工芸作品の展覧会を行う。
- (2) 工芸品の普及及び伝統文化継承のための学習研究会を行う。
- (3) 会員の技術向上に資する交流会を行う。
- (4) その他、会の目的達成のために必要な事業を行う。

(会員の資格)

第4条 本会の会員は、会の目的に賛同した次の種類とする。

- (1) 正会員は、本会の目的に賛同し入会登録を行った工芸作家とする。
- (2) 特別会員は、本会の目的に賛同し入会登録を行った学識経験者及び公人とする。
- (3) 賛助会員は、この事業を賛助するために入会登録を行った者とする。

(入 会)

第5条 本会の正会員及び特別会員として入会しようとする者は、正会員一名の推薦のもと入会申込書を会長あて提出し、役員会の承認を得るものとする。

2 賛助会員は、入会申し込み及び会費の納入をもって会員になることができる。

(会 費)

第6条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

2 会費は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 正 会 員 年額 3,000 円
- (2) 賛助会員 年額一口 1,000 円以上

(会員の資格喪失)

第7条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡もしくは失踪宣告を受け、又は本会が解散したとき。

2 会員が退会しようとするときは、あらかじめその旨を書面にて会長あてに届けなければならない。

(会員の除名)

第8条 会員が次の各項目に該当するとき、役員会の議を経て総会において除名することができる。

- (1) 本会の会費を理由なく2年間継続して滞納したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反したとき。

(役 員)

第9条 会員の互選によって、本会に次の役員をおく。

会 長 1名、 副会長 2名、 幹 事 若干名、 事務局 若干名、
会 計 1名、 監 事 2名

2 本会に役員とは別に、顧問および特別顧問をおくことができる。

(役員の仕事)

第10条 会長は、会務を総理し、その業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、その職務を代行する。
- 3 幹事は、置賜、村山、最上、庄内各地区の会員を代表し、本会の事業を担当する。
- 4 事務局は、本会の事務全般を担当する。
- 5 会計は、本会の出納事務を担当する。
- 6 監査は、本会の業務及び財産の状況を監査する。

(役員を選任)

第 11 条 会長及び副会長の選任は、会員から立候補及び幹事によって推薦された者の中から総会において選出する。

- 2 幹事は置賜、村山、最上、庄内の各地区の会員の互選及び役員推薦により選出する。
- 3 事務局は会長が指名する。
- 4 会計は会長が指名する。
- 5 監事は全会員の中から選出する。

(役員任期)

第 12 条 役員任期は 2 年とする。ただし再任は妨げない。

(役員解任)

第 13 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) その他、解任に相当する事項が認められるとき。

(総会)

第 14 条 本会の総会は正会員をもって構成し、毎年 1 回開催する。ただし、必要があるときは臨時に開催することができる。

2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 規約、事業等の改廃
- (2) 事業計画並びに収支予算及び決算
- (3) 本会の解散
- (4) 役員選任および解任
- (5) その他本会の運営に関し重要な事項

3 本会の会議は、会長が召集する。

4 総会の議長は、会長がこれに当たる。

5 本会の会議は、2 分の 1 以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

(役員会)

第 15 条 役員会は、会長、副会長、幹事、事務局及び会計をもって構成する。

2 役員会は、総会の決議した事項の執行に関する事項及びその他総会の決議を要しない業務の執行に関し決議する。

(経費等)

第 16 条 本会の経費は、会費・助成金・寄付金その他の収入をもってあてる。

(事務所)

第 17 条 本会の事務所は会長自宅に置く。

(その他)

第 18 条 この規約の施行にあたり必要な事項は会長が会員にはかり別に定める。

附 則

本会則は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

本会則は、規約と改め平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

この規約は、平成 30 年 5 月 29 日より施行する。